

# 日本スポーツ法学会 会報 第53号

2019年(令和元年)10月30日

日本スポーツ法学会事務局

〒530-0047

大阪市北区西天満3丁目14番16号

西天満パークビル3号館9階 アスカ法律事務所内

TEL:06-6365-5312 FAX:06-6365-5199

E-MAIL: info.jsla@gmail.com

WEB (http://jsla.gr.jp)

発行人 井上洋一

編集人 川井圭司

## 2019年夏期合同研究会 報告

2019年度の夏期合同研究会が、7月13日(土)にアオーレ長岡にて開催された。今年度は、「スポーツ団体の民主的運営」をテーマとして、情報提供とパネルディスカッションの二部構成で行われた。

一部では、石川智雄氏(長岡市スポーツ振興課・教育委員会学校教育課/新潟県青少年野球団体協議会副会長)から、平成23(2011)年に新潟県内の小学校から高校までの野球団体を統括する組織として発足した新潟県青少年野球団体協議会(Nigata Youth Baseball Organization Council, NYBOC)の取組みについて情報提供がされた。NYBOCの主な取組みとして、スポーツ障害の予防等に関する情報を掲載した『野球手帳』の作成・配布をはじめ、①野球サミットの開催、②野球選手、指導者及び保護者の目指すべき野球の姿や約束事を示した『新潟メソッド』の作成・配布、③野球障害予防のための検診と研修会の開催を3つの柱とする「21C(にいが)型(た)穂波(ほなみ)プロジェクト」の推進について説明があった。また、今後の取組みとして、投手の球数制限のガイドラインの策定をはじめ、新潟県高校野球連盟における投手の球数制限の導入、完全シーズンオフ制度の導入、「T字型体制」—T字の横棒を横(団体間)の広がり、縦棒を縦(現場)への浸透と捉えた体制—の確立等を検討していることが報告された。

二部では、「スポーツ団体の民主的運営とガバナンス」というテーマのもとパネルディスカッションが行われた。

1人目の井口加奈子会員(公益財団法人日本フェンシング協会理事/弁護士)からは、「スポーツ団体の民主的運営とガバナンス—ガバナンスの最前線にて—」について報告があった。まず、井口氏はスポーツ団体の目的であるスポーツの普及・推進とアスリート・ファーストの実現を達成するためには、執行部の

専横を防止して公正な団体運営、すなわち構成員(会員)による民主的コントロールが必要であることを強調し、そのためには団体運営の透明性を確保し、構成員に適正な意思決定を行うための判断材料を与えることが重要であると説明した。しかし、実際は役員人事等において競技の名門大学や一部の大学のOG・OBが選出され、団体運営にとって必要な人材が確保されず、その結果、数名の理事による専横がおき、民主的運営が阻害されていることが指摘された。そして最後に、スポーツ団体の目的を達成するためには民主的運営の実現が必要であり、そのためには①下部団体における民主的運営の実現、②情報公開、③ガバナンスコードの実施が重要であると提案された。

2人目の櫛原利明会員(公益財団法人日本相撲連盟常務理事/公益財団法人日本相撲協会顧問)からは、「(公財)日本相撲協会のガバナンス—(公財)日本相撲連盟との比較において—」について報告があった。櫛原氏は、まず、相撲協会の沿革について、聖武天皇時代から始まった奉納相撲や奈良・平安時代に行われた宮中相撲がセミプロ化して相撲興行となり、その流れを汲む勸進相撲が日本相撲協会の発足に繋がっていることを説明した。また、公益財団法人化において相撲協会が、大相撲のもつ神事的・祭事的な伝統文化の引継ぎ・継承を目的(定款3条)とし、その手段として本場所及び巡業の開催(定款4条(1))を定款に規定した点は評価できると解説された。さらに、相撲連



盟が競技相撲の普及・振興によって国民の健全な発達に資することを目的とする（定款3条）点と比較し、相撲協会の相撲の文化性の意義を強調した。最後に、ガバナンスの視点から、相撲協会が①評議員会の改革、②事務体制の改革、③理事会制度の改革、④規約整備を進めたことを評価し、文化団体として相撲協会の公益性を規定する定款3条が様々な問題を考える上でポイントになることを強調した。

3人目の川井圭司会員（同志社大学教授）からは、「スポーツ団体における民主的ガバナンスの国際比較」について報告があった。川井氏は、まず、プロリーグの取引制限をめぐる国際的動向について、アメリカのプロリーグにおける意思決定が一方的な取引制限の導入から、反トラスト法の介入、そして最終的には労使双方の意思決定という民主的な決め方に移行していったことを説明し、このような動きがイギリスをはじめ、EU、オーストラリア、ニュージーランドのプロリーグにおいてもみられると解説された。そして、このような国際的な潮流のなか、IOCあるいはIFのガバナンス関係における意思決定は、権威主義的な姿勢から選挙によるアスリート委員会を設置してアスリートや選手会の声を反映させようとする姿勢にシフトしてきたこと、さらにはスキャンダルへの対応や2009年のコペンハーゲンの kongress で出現したグッドガバメントという言葉のもと、民主化だけでなく、団体の正統性・自律性を担保しようとする立場にシフトしてきたことを説明した。その他、クラブや団体への公金投入の要件として、民主的な意思決定が不可欠であると説明した。最後に、日本国内における民主的な意思決定、つまりガバナンスを考えていく上では、①競技団体の構成員とは誰なのか、②グラスルーツの選手の声はどうやって吸い上げるのかといったことが問題になると提起された。

3名の報告に続き、石堂典秀会員と伊東卓会員がコーディネーターを務め、質疑・討論が行われた。フロアからは、IF、NFおよび下部組織におけるガバナンスの具体的な内容や実現可能性、ガバナンスコードの実施とその財政的裏付け等について質問が上がり、活発な議論が展開され、盛会のうちに終了した。

（文責：新井喜代加）

## 韓国スポーツエンターテイメント法学会 学術大会参加報告

2019年9月20日、韓国ソウルで開催された「(社)韓国スポーツエンターテイメント法学会」秋季学術大会に参加しました。

大会のテーマは、“Legal Policies for Prohibiting Sexual Violence and Misconduct in Sport”（スポーツの分野での性暴力防止のための法政策的課題）で、私は、「『スポーツと性暴力』（日本の現状）」の報告をしました。あらかじめ送った日本語の原稿は、韓国側で翻訳をし、参加者に配布された冊子に掲載されていました。発表の方は、持参した英語のパワーポイントのスライドを見てもらいながら、日本語の発表を逐語通訳という形で行いました。

セッションでの各登壇者の発表内容は後記の通りです。参加者に配布された170頁ほどの冊子に各登壇者の発表概要が配布され、丁寧に事前の準備がされました。参加者は50～60名で、それほど多くありませんでしたが、会員ではない女性弁護士も数名参加しており、「スポーツにおける性暴力」に関する関心の高さが窺えました。2018年の平昌冬季五輪のスピードスケート・ショートトラック女子3000メートルリレーで金メダルを獲得した韓国女子選手が17歳の時から平昌五輪の1カ月前までの約4年間、代表チームの男性コーチから性的暴行を受けていたと告白した事件が契機となっています。アメリカでも、体操代表チームのドクターが未成年者に対し、性的暴行を行い、有罪判決を受けています。また、女子フィギュアスケートのメダリストが、指導者から性的暴行を受けたと告白した事件も記憶に新しいことです。イギリスでもサッカー指導者の児童に対する性的虐待が問題とされていますし、日本でも元金メダリストの柔道指導者が性的暴行事件で有罪となるなどの事件が起きています。このような事件を対岸の火事視しないで、組織的な研究が必要な気がしています。

個人的には、「eスポーツ選手のセクハラ、性暴行、性差別事例」のセッションが興味深いものでした。日本でも、このところメディア等で「eスポーツ」の話題が目につくようになりましたが、韓国では「eスポーツ」の大会が盛んに開かれ、専用の会場もあるとのこと。このセッションでは、「eスポーツ」が、男女が競技者として平等に参加できるスポーツとして積極的な意義があるが、その反面、暴力的・性差別的なゲームの人気があることや、競技に参加した女性競技者に、対戦相手や観客から性差別的な言動がなされて

いるとの指摘がされていました。

韓国スポーツエンターテイメント法学会の大会は第15回でしたが、創立20周年とのことで、現在の会長は4代目のソン・ソクジョン教授です。ここ数年は、2年毎に会長が変わっているようで、初代会長のヨン・ギヨン氏は、勤務先の大学も退任しているとのことです。

その他の情報として、中国スポーツ法学会についてですが、次期会長は人選が行われているが、国の認可が下りていないので保留となっている、今年末くらいまでには確定するであろうということで、アジアスポーツ法学会の開催は来年になるのではとの話もありました。

このところ、日韓の軋轢が目につきますが、日韓に共通する問題が山積しています。スポーツ法の分野でもしかりです。韓国語を理解する若手の会員が韓国の学会と積極的に参加し、日常的に交流してもらいたいと考えていますので、よろしく願います。

#### Session 1

“The Current Status of Sport Sexual Violence in Japan”  
Shirai Hisaaki (Lawyer, Japanese Sport Law Association)

“Legal Regulations on Sport Violence in China”  
Shi Yan (Prof. Shanxi Univ.)

#### Session 2

“Proposals From the Legal Perspective on Sexual Crimes in Sport and Statute of Limitation”  
Kim, Eun-Kyung (Prof. Hankuk Univ. of Foreign Studies)  
“Rationalization of the Criminal Law’s Specific Treatment of Sexual Violence in Sport”  
Jung, Bae-Guen (Lecturer, Chung-Ang Univ.)

#### Session 3

“Challenging the Rationalization of Discrimination against Women in Athletics”  
Kim, Yu-Gyeom (Prof. Seoul National Univ.)  
“Critical Study of Normalization of eSports Cases of Sexual Harassment, Violence and Discrimination of eSports Players”  
Choi, Eun-Kyung (Chutlt1am Techno Univ.)  
(報告者：白井久明)

## 2019年学会大会のお知らせ

◆日時：2019年12月14日（土）

◆場所：同志社大学・新町キャンパス（予定）  
（住所：京都市上京区今出川東入）  
（アクセス：市営地下鉄烏丸線『今出川』から徒歩10分）

◆大会テーマ

「(仮題) 競技団体の民主的運営－国際的動向と日本の課題－」

◆タイムスケジュール

9：00～	受付
9：30～12：00	一般研究発表
13：00～14：00	総会
14：15～17：00	シンポジウム (その後意見交換会)

◆基調講演

新川達郎氏（行政学者・同志社大学教授）  
「競技団体のグッドガバナンスと民主的意思決定」

◆シンポジウム

「競技団体のグッドガバナンスと民主的意思決定」

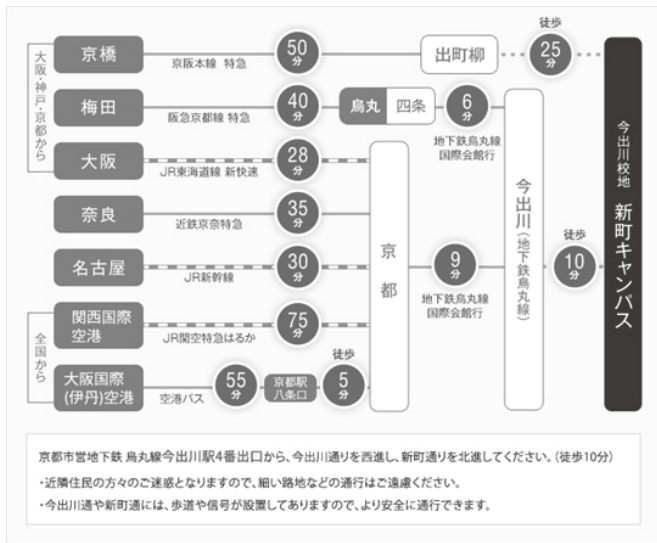
【パネリスト】

- ・境田正樹会員  
「(仮題) 日本スポーツ競技団体の意思決定とガバナンスをめぐる現状と課題」
- ・齋藤健司会員  
「(仮題) 競技団体の民主的運営とグッドガバナンス」
- ・早狩実紀氏（陸上長距離選手）  
「(仮題) 競技者から見る競技団体の望ましい意思決定」
- ・新川達郎氏（前掲）

【コーディネーター】

伊東卓会員、川井圭司会員

◆会場・アクセス



## 理事会議事要録

### ◆◆◆◆ 2019年 第1回理事会 ◆◆◆◆

日時：2019年2月16日（土）18：00～  
 場所：同志社大学（新町校地臨光館208号教室）  
 兼子・岩松法律事務所  
 出席理事：井上洋一会長、桂充弘副会長、齋藤健司副会長、川井圭司事務局長、伊東卓、井上圭吾、崔光日、菅原哲朗、鈴木知幸、棚村政行、辻口信良、望月浩一郎、八木由里、吉田勝光  
 委任状提出：浦川道太郎、入澤充、境田正樹、白井久明、中村祐司、平井千貴、松本泰介  
 出席監事：森克己

【審議事項】

1. 入退会者の件

- 以下の4名の入会申込みが承認された。
- ・渡部和哉（弁護士）
  - ・阪口智哉（弁護士）
  - ・棚村英行（中央大学大学院）
  - ・高橋 駿（司法修習生）

2. 夏期合同研究会の件

武田事務局員より、日程及び概要の説明がなされ、学会大会に向けた導入的な位置づけとして進めることで承認され、構成及びパネリストについては担当理事と検討することになった。

3. 学会大会の件

川井事務局長より、学会大会の概要及びテーマについて説明がなされ、担当理事を中心に進めることが承認された。

4. 年報の件

川井事務局長より、仲裁評釈の執筆者の選定方法について従前の運用を入澤理事に報告し、編集委員会にて選定方法を検討することが確認された。

5. 会報の件

武田事務局員より、原稿の内容と3月末に発行予定であることが報告された。

6. 各委員会における年間の活動計画

吉田理事より、本年8月24日に開催される日本スポーツ法支援・研究センター主催のシンポジウムへの共催予定であることが報告された。

7. その他

森理事より、子どものスポーツ権確立プロジェクトについて説明があった。

齋藤副会長より、J-STAGEについて報告があり、古い年報の電子化について提案され、サービス利用申込みの時期に合わせて検討することが確認された。

川井事務局長より、学会大会資料のPDF化が進行中であると報告された。

川井事務局長より、スポーツハラスメントの啓発雑誌の担当について、飯田事務局員が担当、白井理事がサポートすることが報告された。

井上会長より、次年度以降の理事等の選出について、要綱に沿って手続を進める予定であることが説明され、承認された。

◆◆◆◆ 2019年 第2回理事会 ◆◆◆◆

日時：2019年4月27日（土）15：00～  
場所：同志社大学（新町校地臨光館208号教室）  
兼子・岩松法律事務所

出席理事：井上洋一会長、桂充弘副会長、齋藤健司副  
会長、川井圭司事務局長、伊東卓、井上圭  
吾、浦川道太郎、石堂典秀、崔光日、白井  
久明、菅原哲朗、鈴木知幸、辻口信良、松  
本泰介、山崎卓也、八木由里、吉田勝光

委任状提出：入澤充、大橋卓生、酒井俊皓、境田正樹、  
中村祐司、平井千貴、水沢利栄

出席監事：森克己、関谷綾子

【審議事項】

1. 入退会者の件

以下の4名の入会申込みが承認された。

- ・高橋憲司（愛知学泉大学）
- ・杉本理恵（筑波大学・学生）
- ・番匠史人（弁護士）
- ・安田英哲（弁護士）

2. 夏期合同研究会の件

武田事務局員より、情報提供者及びパネリストの説  
明がなされ、承認された。詳細については、担当理事  
と相談して進めていくことが確認された。

3. 学会大会の件

川井事務局長より、準備状況について報告があり、  
担当理事を中心に内容を詰めていくことが確認さ  
れた。

4. 年報の件

川井事務局長より、仲裁評釈の割当てについて入澤  
理事から連絡してもらっていることが報告された。

5. 会報の件

堀田事務次長より、郵送済みであることが報告された。

6. 各委員会における年間の活動計画について

吉田理事より、8月24日に（一社）スポーツ法支援  
研究センターが主催するシンポジウムの共催申請の要  
望があり、異議なく承認された。

森監事より、子どものスポーツ権確立プロジェクト  
の特別委員会設置の準備について説明があった。

川井事務局長より、ガバナンスコードに関わる研究  
会の進捗状況について確認することが報告された。

7. その他

来年の夏季合同研究会は、静岡で開催する予定で調  
整していくことが確認された。

◆◆◆◆ 2019年 第3回理事会 ◆◆◆◆

日時：2018年7月13日（土）11：30～13：00  
場所：アオーレ長岡第1協働ルーム（西棟3階）

出席理事：井上洋一会長、桂充弘副会長、齋藤健司副  
会長、川井圭司事務局長、伊東卓、井上圭  
吾、浦川道太郎、石堂典秀、崔光日、酒井  
俊皓、白井久明、菅原哲朗、鈴木知幸、棚  
村政行、辻口信良、水沢利栄、望月浩一郎、  
森浩寿、山崎卓也

委任状提出：大橋卓生、境田正樹、中村祐司、平井千貴、  
松本泰介、吉田勝光

出席監事：森克己、関谷綾子

【審議事項】

1. 入退会者の件

以下の6名の入会申込みが承認された。

- ・釜本 梓（司法修習生）
- ・瀬戸崇史（弁護士）
- ・発田志音（慶應義塾大学・学生）
- ・阿部新治郎（弁護士）
- ・石原康平（中央大学大学院・学生）
- ・東海裕之（愛知学院大学大学院非常勤講師）

2. 学会大会の件

川井事務局長より、大会内容について説明がなされ、  
担当理事を中心に準備していくことが確認され、承認  
された。

3. 新体制について

井上会長より、次年度の新体制についての選考委員  
会を開催することが報告され、理事会及び総会に向け  
て手続きを進めることが確認され、承認された。

4. 2020年夏期合同研究会の件

関谷監事より、静岡産業大学もしくは静岡駅周辺の  
施設にて開催できるよう準備を進めることが報告され  
た。

5. 各委員会における年間の活動計画について

石堂理事より、オリンピック・パラリンピック検討  
委員会の活動計画につき報告がなされ、承認された。

## 6. その他

川井事務局長より、季刊教育法にて年4回の枠で連載を担当すること、1回目の記事については入澤理事が執筆を担当すること、2回目以降は事務局より作成依頼を行うことが確認された。

川井事務局長より、白井理事と飯田事務局員が監修担当者として進めていたハラスメント啓発冊子が発行されたこと等が報告された。

石堂理事より、2020年9月に横浜にてスポーツ学術会議が開催される予定であること、シンポジウム開催について主催者と折衝予定であることが報告された。

山崎理事より、来年のSLAについて2020年5月にマイアミで開催予定であること、パネル実施の提案がなされており準備を進めることが報告された。

山崎理事より、BASL (British Association for Sport and Law) とのMOU締結に関し、現在はBASLにて協議がなされていることが報告された。

川井事務局長より、体罰・暴力相談窓口について問合せがあったことが報告された。

## 新入会員

- ・ 渡部和哉 (弁護士)
- ・ 阪口智哉 (弁護士)
- ・ 棚村英行 (中央大学大学院)
- ・ 高橋 駿 (司法修習生)  
(以上 2019年第1回理事会にて承認)
- ・ 高橋憲司 (愛知学泉大学)
- ・ 杉本理恵 (筑波大学・学生)
- ・ 番匠史人 (弁護士)
- ・ 安田英哲 (弁護士)  
(以上 2019年第2回理事会にて承認)
- ・ 釜本 梓 (司法修習生)
- ・ 瀬戸崇史 (弁護士)
- ・ 発田志音 (慶應義塾大学・学生)
- ・ 阿部新治郎 (弁護士)
- ・ 石原康平 (中央大学大学院・学生)
- ・ 東海裕之 (愛知学院大学大学院非常勤講師)  
(以上 2019年第3回理事会にて承認)

